

業務委託契約書（案）

公立大学法人長野県立大学理事長 安藤 国威（以下「委託者」という。）と
(以下「受託者」という。)は、次の条項により、長野県立大学三輪
キャンパス清掃業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約
の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 公立大学法人長野県立大学三輪キャンパス清掃業務委託
(2) 業務の内容 「長野県立大学三輪キャンパス清掃業務標準委託仕様書（以下、「仕様書」
という。）」のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了の3か月前までに委託者又は受託者が別段の意思表示を行わないとき
は、契約期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、その後は4回を限度に同様とする。

- 2 前項の期間中、委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするとき
は、書面をもって6か月前までに相手方に通知するものとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円 とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

（契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。
2 受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納
付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

- 第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実
施しなければならない。
3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者
に届出なければならない。
4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告し
なければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、毎日の業務終了後、仕様書に定める報告書を委託者に提出し、検査を受け

なければならない。

- 2 受託者は、毎月原則 5 日までに、前月分の業務内容について委託業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10 日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 4 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならぬ。
- 5 前 2 項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第 8 条 委託者は、委託料は前 3 か月分をまとめて支払うものとし、受託者は 7 月、10 月、1 月、4 月の各月 10 日までに前 3 か月分の請求書を委託者に提出するものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第 3 項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

(損害の負担)

第 9 条 受託者は、業務の実施に当たり、受託者の責に帰すべき理由により、委託者並びに第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の義務を負うものとする。ただし、委託者の責に帰すべき理由による場合や、天災その他不可抗力による損害と認められる場合はこの限りでない。

(契約不適合)

第 10 条 受託者は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの責任において契約不適合を補修し、又は代品を納入しなければならない。なお、民法第 562 条第 1 項但書は本契約には適用しない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 11 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 12 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

- 第 13 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
 - 3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 1 項に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 委託者又は受託者の自己都合により、第 3 条第 2 項に規定する書面通知を相手方が受け取ったとき。
- (3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 14 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 15 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 1 項に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 9 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 14 条から第 14 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、第 14 条第 2 号の規定により契約が解除された場合の違約金又は損害賠償金の取扱いについては、委託者及び受託者双方において、これを求償しないものとする。

5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

らない。

(賠償の予約)

第 16 条 受託者は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 14 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 17 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両名記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 月 日

委託者 住 所 長野県長野市三輪 8-49-7
職・氏名 公立大学法人長野県立大学理事長 安藤 国威 印

受託者 住 所
法 人 名
職・氏名